

## 申請に必要な書類

ホームページに掲載の「申請の手引き」、「申請・給付要領」をご確認のうえ、申請をお願いいたします。  
申請には以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。提出書類を審査のうえ、支援金を交付します。

申請に必要な書類	初めて申請される 対象事業所 (法人/個人事業主)	2023年1月～2024年5月 利用分の給付をどこかひと月でも 受給済みの対象事業所
交付申請書(様式第1号)	✓	
使用電力量報告書兼補助金交付請求書(様式第2号)	✓	✓
宣誓書(様式第3号)	✓	✓
通帳の写し(中開き1～2ページ)	✓	
特別高圧電力の受電契約がわかるもの(電力供給契約書、検針票、請求書等の写し) ※対象事業所が自己所有の場合のみ ※契約期間が対象期間内の書類提出をお願いいたします。	✓ ※	
対象月の使用電力量がわかるもの(検針票、請求書、領収書等の写し)	✓	✓



より詳細なQ&Aは専用ホームページまたは「申請の手引き」をご覧ください

**Q** 「中小企業者」の定義はなんですか？

**A** 中小企業者の定義は下記の通りです。(下記の **A** **B** いずれかを満たす事業者)

業種	<b>A</b> 資本金の額 又は出資の総額	<b>B</b> 常時使用する 従業員の数
① 製造業・建設業・運輸業・その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

**Q** 「申請の手引き」は  
どこで入手できますか？

**A** 申請書類や申請の手引きは  
専用ホームページからダウンロード可能です。以下URL  
または二次元バーコード  
よりアクセスしてください。  
インターネット環境が無い  
等、ダウンロードができない  
場合はコールセンター  
(011-500-9435)まで  
お問い合わせください。

**Q** 「みなし大企業」とはなんですか？

**A** みなし大企業とは、以下の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者のことをいいます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。また、海外企業についても中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなします。



〒060-8407 北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局 期間：2025年6月30日(月)まで(平日のみ)

コールセンター【平日9:30～17:30】

北海道 特別高圧電力利用事業者緊急支援金

011-500-9435

<https://tokubetsu-kouatsu-hkd2025.jp>

アクセスは  
こちら！

